

受験申込書、エントリーシート 及び確認書について

次ページ以降は、申込受付期間中に電子申請システムから入力していただく内容です。

電子申請システムによる申込みができない場合は、8月19日(水)までに、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当までお問い合わせください。郵送または持参による申込方法を案内します。

郵送または持参による方法で申し込む場合でも、次ページ以降の見本透かしが入っている様式は受け付けませんので、必ず8月19日(水)までにお問い合わせください。

お問い合わせ先

埼玉県人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目 15 番1号
電話 048-822-8181 FAX 048-830-4930



コバトン

申込受付期間は
8月 3日(金) 9:30 から
8月 28日(木) 17:00 までです。

令和8年度障害者を対象とした 埼玉県職員採用選考受験申込書

埼玉県人事委員会

選考職種	受験番号	選考会場				
一般事務・警察事務 <small>※ 受験する職種を○で囲んでください。</small>						
氏名	(ふりがな)					
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (令和8年4月1日現在 満 歳)					
住所 (郵送先)	(ふりがな) 〒□□□-□□□□					
連絡先	電話 — — 携帯電話 — — メールアドレス <small>※ 警察事務を受験する人はメールアドレスの記入は不要です。</small>					
手帳等	身体障害者手帳	交付機関名	都・道・府・県・市 (○で囲む)	級別	級	
		交付・再交付年月日 (最新の日付)	昭和 平成 年 月 日 令和	手帳番号	第 号	
	精神障害者保健福祉手帳	交付機関名	都・道・府・県・市 (○で囲む)	級別	級	
		有効期限	令和 年 月 日	手帳番号	第 号	
		診断名				
	※ 第1次選考日までに有効期限が切れている場合 (○で囲む) 更新 (手続中 ・ 今後手続見込み)					
	療育手帳	交付機関名	都・道・府・県・市 (○で囲む)			
		交付年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	手帳番号	第 号	
	児童相談所等による知的障害者等の判定書	交付機関名				
		交付年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	交付番号	第 号	
最終学歴 (卒業見込みの場合は、卒業予定年月を記入してください。)						
学校名	学部・学科名	所在地 都道府県名	在学期間	区分 (○で囲む)		
			年 月から 年 月まで	卒業 (修了) 済み 令和9年3月までに卒業見込 令和9年4月以降に卒業見込		
職歴 (現職及びその前の職のみを記入してください。それ以前の職は記入不要です。)						
勤務先 (部・課まで)	所在地 (市区町村名まで)	在職期間	職務内容			
(現職)		年 月から				
(その前)		年 月から 年 月まで				
特殊技能、資格、免許等 (2つまで記入し、免許等の証明書の添付は不要です。)						
種類・名称	取得年月	交付機関				
	年 月					
	年 月					

選考会場等 (○で囲む) ※ 希望選考会場から変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

希望選考会場 (1)さいたま会場 (2)行田会場

交通手段 (1)公共交通機関 (2)自家用車 (3)その他 ()

次の各項目について、該当するものがあれば、以下の数字を○で囲んでください。

1 点字での受験を希望する

2 車いすを使用する

3 2の理由等により机の高さの調整を希望する

4 聴覚障害があり、試験員の発言内容を印刷した用紙の配布を希望する

5 人物試験で手話通訳を希望する

6 筆記が困難なためパソコン等の使用を希望する

7 補助具等の持込み使用を希望する

※ 使用する補助具等を○で囲んでください。ただし、補助具等は、各自でご用意ください。

ルーペ 電気スタンド 点字板・点筆 点字タイプライター

補聴器 その他 ()

8 人物試験時に登録等をしている就労支援機関の職員等の同席を希望する

9 その他 ※ 配慮を希望することがあれば記入してください。

(内容によってはやむを得ず配慮できない場合があります。)

[]

宣誓事項

私は日本国籍を有し、地方公務員法第16条に規定する欠格条項及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする場合を除く)に該当しません。

また、この受験申込書に記載したことは事実と相違ありません。

令和8年 月 日

氏名

(原則として本人が署名してください。)

受験申込書記入上の注意

- (1) 記載事項に不正があると、採用されない場合があります。
- (2) 太枠の中を漏れなく記入してください。
- (3) 最終学歴は選考終了後の結果の分析等のために用いるものであり、人物試験において利用するなど、選考の結果に影響を与えるものではありません。
- (4) 最終学歴が中学校の場合は、学校名に「中学校」と記入し、学部・学科名を空欄にしてください。

令和8年度 職員採用選考 エントリーシート

埼玉県人事委員会

選考 職種	一般事務・警察事務 <small>※ 受験する職種を○で囲んでください。</small>	受験 番号		氏名	
----------	---	----------	--	----	--

※ エントリーシートの内容は、人物試験等の参考とします。

- 1 埼玉県職員を志望した理由は何ですか。また、従事してみたい仕事があれば具体的に書いてください。

- 2 採用になった場合、希望する勤務先について、□内に希望順位（1～5）をつけてください（希望しない勤務先の順位は記入不要です。）。※ **警察事務を受験する人は記入不要です。**

<input type="checkbox"/>	知事部局等（本庁各課又は県税事務所等の地域機関）
<input type="checkbox"/>	企業局（本庁各課又は浄水場等の地域機関）
<input type="checkbox"/>	下水道局（本庁各課又は下水道事務所）
<input type="checkbox"/>	教育局（本庁各課又は県立学校等の教育機関）
<input type="checkbox"/>	市町村立小・中学校等

- 3 あなたの長所と短所について教えてください。

- 4 あなたがこれまでに力を入れてきたこと又はあなたが得意とすることは何ですか。

その他 この選考があることをどのような方法で知りましたか。

確 認 書

埼 玉 県 知 事 }
埼玉県教育委員会教育長 } 様

年 月 日

一般事務（県立学校に配属の場合）及び小・中学校事務（以下「対象職種」という。）の内定者は、採用に当たり、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和8年12月25日施行。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、対象職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これにより、特定性犯罪前科を有する人は採用課所が限られる、若しくは採用されない場合があります。

あなたの現在の状況について、下記からあてはまるものを選択してください。

記

私は、裏面記載の、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する**特定性犯罪事実該当者ではありません。**

私は、裏面記載の、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する**特定性犯罪事実該当者です。**

生年月日： 年 月 日

氏 名：

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。